

# いじめ防止基本方針

奈良県立奈良養護学校

## 1 「いじめ防止基本方針について」

奈良県立奈良養護学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめ防止等の対策に積極的に取り組む。

## 2 いじめ問題に関する基本的な考え方

いじめは重大な人権問題であり、決して許すことができない行為である。しかし、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得る」ことから、学校・家庭・地域が一体となり、常に連携を図りながら、継続的な取り組みを行うことが必要である。

○いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。

○いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。

いじめは加害児童生徒・被害児童生徒は入れ替わることが起こり得るものである。加害者や被害者になりそうな児童生徒を発見・予見して対応しようとするのではなく、常に児童生徒全員に注意を注ぐとともに、全員を対象とした取り組みを行う。

○「些細な事」と判断せず、いじめを見逃さない。

○校外で起こるいじめもあることから、日頃から家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取り組みを行う。

## 3 いじめ防止のための体制

### (1) いじめ防止等の組織

「いじめ防止対策推進法」第22条に規定されている「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。」より本校に管理職及び複数の教員等からなる人権推進委員会を定める。

### (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、「道徳教育全体計画」を柱としながら、各学部の児童生徒の実態に合わせて、いじめ防止等に係る年間計画を作成する。年間計画を作成するにあたっては、児童生徒への指導・教職員研修・保護者や関係機関との連携に留意する。

## 4 いじめ問題への取り組み

### (1) 未然防止

学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒に「いじめは決して許さない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを養い、すべての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。

### (2) 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する取り組みに徹する。

### (3) 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すために加害児童生徒に対しては、教育配慮の下、毅然とした態度で指導する。

### (4) いじめ解消後の対応

被害児童生徒に対して①いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続している。②該当児童生徒が心身の苦痛を受けていないという2つの要件を満たすといじめは解消されたと判断するが、解消後においても必要に応じて、被害児童生徒の心のケア等必要な支援を行っていくものとする。

(3)(4)の対応について、教職員全員の共通理解や保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

### (5) 地域や家庭との連携

社会全体で児童生徒を見守り健やかな成長を促すため、「いじめ防止基本方針」をホームページに掲載するとともに、学校関係者や地域、家庭に対し必要に応じて説明を行うなど普段からの密な連携を図る。

## 5 重要事態への対応

児童生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いのある場合は、速やかに県教育委員会に報告を行うとともに、人権推進委員会により早急に調査を行い事態の解決にあたる。

なお、事態によっては、県及び県教育委員会が重大事態調査のために設置する組織に協力し、資料提供を行うなど事態の速やかな解決に向け対応する。

いじめ解消後についても加害児童生徒に対する指導内容を教職員間で共通理解し、再発防止に努める。

調査結果を公表する場合は、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法・内容を確認の上、対応する。

※この方針は令和3年9月30日から運用する。